人事院における太陽光発電の導入に関する整備計画

令和6年3月28日令和7年4月11日改訂人 事 院

「政府施設における太陽光発電の率先導入について」(令和5年9月27日公共部門等の 脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議決定)に基づき、人事院における太陽光発電の導入に 関する整備計画を定める。

1. 太陽光発電の導入目標

(1) 設置可能な建築物、敷地(ポテンシャル)の考え方について

太陽光発電の設置可能性については、環境省がとりまとめた「地球温暖化対策推進法に基づく政府実行計画に関する 2022 (令和 4) 年度実施状況調査」(以下「FU 調査」という。)において、簡易判定基準(参考)を定めている。本基準も踏まえ、「設置可能な建築物(敷地を含む。)」については、以下のとおり整理する。

建築物: 建築基準法におけるすべての建築物ごとに各判定項目を確認し、簡易判定基準で A 判定(設置可能性が高い)、B 判定(設置可能性は高いが、懸念事項あり)となったものを設置可能な建築物とする。

敷 地:建築物に付随する敷地について、簡易判定基準で A 判定(設置可能性が高い)、 B 判定(設置可能性は高いが、懸念事項あり)となったものを設置可能な敷地と する。

また、簡易判定基準で、C+判定(その他の要因がある)、C-判定(技術的要因がある)の建築物、敷地についても、既に太陽光発電が設置されている場合や、追加で設置される場合がある(※)。こうした建築物、敷地がある場合は、設置可能な建築物、敷地に含めるものとする。

※例えば、簡易判定基準では調査時点での空きスペースで判定するため、調査時点で太陽光発電設備を導入済みで空きスペースがない場合はC-判定となる。

上記の考え方による人事院の設置可能な建築物、敷地の件数とその設置可能容量は下記の とおり。

表 1. 人事院における太陽光発電を設置可能な建築物、敷地の件数と設置可能容量

判定	件数[件]			設置可能容量[kW]		
	建築物	敷地	合計	建築物	敷地	合計
A	0	0	0	0	0	0
В	1	1	2	81	171	252
計	1	1	2	81	171	252

また、人事院における本省と各地方支分部局ごとの設置可能な建築物、敷地の件数と設置可能容量は下記のとおり。

表2. 人事院における本省・各地方支分部局ごとの太陽光発電の設置可能件数及び設置可能容量

	件数[件]			設置可能容量[kW]		
	A 判定	B 判定	合計	A 判定	B 判定	合計
本省	_	_		_	_	_
北海道事務局	_	_	_	_	_	_
東北事務局	_	_	_	_	_	
関東事務局	_	_	_	_	_	
中部事務局	_	_	_	_	_	_
近畿事務局	_	_	_	_	_	
中国事務局	_	_		_	_	_
四国事務局	_	_		_	_	_
九州事務局	_	_		_	_	_
沖縄事務所	_	_		_	_	_
公務員研修所	0	2	2	0	252	252
合計	0	2	2	0	252	252

簡易判定基準でA判定、B判定となった場合でも、現場の状況によって太陽光発電の導入が困難であるなど、実際の設置可能性が異なる場合が考えられることから、今後、より詳細な調査を継続的に行い、設置可能な建築物、敷地は必要に応じ適切に見直すこととする。

(2) 件数ベースでの目標について

政府実行計画における目標は、「2030 度には設置可能な建築物(敷地を含む。)の約50%以上に太陽光発電設備を設置する」こととされている。本目標は、太陽光発電設備が設置された建築物、敷地の件数をベースとするものである。

ここでの設置可能な建築物、敷地(ポテンシャル)の件数については、(1)の考え方によるものとし、人事院における件数ベースの目標は、ポテンシャルの件数の約50%以上とする。本目標は、政府実行計画で太陽光発電目標が定められた2021年度以前に導入された件数も含むものとする。

設置済みの件数については、以下のとおり計算するものとする。

建築物:導入時期、設備容量によらず、当該の建築物に太陽光設備が導入されていれば導入件数1件と数える。

敷 地:建築物1件ごとに対応させて敷地の件数を数えることが困難なため、基本的に同 一住所で1件とする。導入時期、設備容量によらず、当該の敷地に太陽光設備が 導入されていれば導入件数1件と数える。

本計算方法に基づく人事院の件数ベースのポテンシャルと目標は下記のとおりとなり、約1件以上となる。

表3. 人事院における太陽光発電の件数ベースの導入目標

A,B 判定の件数	2 件
C+, C−判定での導入済件数	0 件
導入ポテンシャルの件数	2 件
導入目標件数(ポテンシャルの約 50%以上)	1 件以上

(3) kW(設備容量) ベースでの目標について

エネルギー需給見通しにおける公共部門の新規導入見込みである 6.0GW の推計は、下記のとおり行われている(※)。

① 既設を含む国・地方公共団体のポテンシャルの最大値から、設置面積が確保できない、

日射時間が短い、形状が複雑な屋根である等の場合や、老朽施設の割合を差し引き、設 置可能な設備容量のポテンシャルを求める。

- ② ①のポテンシャルの 50%に導入するものとする。
- ③ ②から既設置相当量を差し引き、新規に設置が可能なポテンシャルとする。
- ※総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(第34回)資料4

(https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/034_04_00.pdf)

人事院における kW (設備容量) ベースでの目標についても同様の考え方とする。すなわち、下記のとおり計算するものとする。

- ① 既設を含む、(1)の設置可能な建築物、敷地(ポテンシャル)におけるポテンシャルを求める。
- ② ①の全体のポテンシャルの約 50%以上に導入するものとする。
- ③ ②から 2021 年度までの既設分の設備容量を差し引く。

本計算方法に基づく人事院の kW(設備容量)ベースの目標は下記のとおりとなり、約 126kW 以上となる。

表4. 人事院における太陽光発電のkW(設備容量)ベースの導入目標

判定	建築物	敷地	合計
2021 年度までの既設の設備容量[kW]	0	0	0
A 判定の合計[kW]	0	0	0
B判定の合計[kW]	81	171	252
全体のポテンシャル[kW]	81	171	252
全体のポテンシャルの 50%[kW]			126
新規設置の目標			126kW 以上

2. 太陽光発電の導入実績と目標達成に向けた今後の導入量

人事院 2024 年度までの太陽光発電導入実績は下記のとおり。

- 2024 年度までの件数ベースの導入実績: 0件
- ・2022~2024 年度に導入された設備容量: 0kW

2030 年度の目標達成に向けて、2025 年度以降に導入が必要な太陽光発電の導入量は下記のとおり。

・設置件数:1件(設置済みの建築物・敷地への設置は除く)

· 設備容量: 126kW

3. 導入に向けた取組について

2030 年度に向けた太陽光発電の計画的な導入にあたり、導入ポテンシャルの精緻化等に関する工程表を作成するとともに、導入場所の候補となる建築物・敷地に関する詳細な調査・検討を行いつつ、その結果を踏まえて導入場所や導入時期、導入量を定めた具体的な導入計画を作成する。

(1)工程表

○ 2030 年度に向けた導入ポテンシャルの精緻化等についてのタイムラインを示した工程表は(別紙1)のとおり。

(2) 導入候補箇所の調査・検討

- 導入ポテンシャルがある建築物・敷地について、設置可能容量や設置可能性を考慮し、 候補の絞り込みを行う。
- 候補の絞り込みにおける基本的な考え方は以下のとおり。
 - ▶ 設置可能容量が大きい箇所から優先的に検討する。
 - 系統接続の行いやすさ等、地域における特徴も踏まえて検討する。
- 候補となる建築物・敷地について、必要な情報収集や調査、検討を順次実施する。
- 確認、検討の基本的な内容は以下のとおり。
 - ▶ 候補となる建築物・敷地に関する各種図面を確認する。
 - ▶ 候補となる建築物の屋根の耐荷重等を確認する。
 - ▶ 経済性の評価のため、発電した電気を利用する施設における電気料金明細書等を確認する。

(3) 具体的な太陽光発電の導入計画

- 〇 (1)(2)を踏まえた各年度の導入場所や導入時期、導入量についての計画は、(別 紙2)のとおり。
- 追加的に設置が可能な箇所があるか否かは、継続的に検討を行う。

(4) その他

○ ペロブスカイト太陽電池等の新技術については、これまで形状や耐荷重の観点から設置が困難であった屋根や壁面への導入が期待されるが、2023 年時点では詳細な性能やコストがわかっていないため、現時点では考慮していない。市場化が2025 年とされていることから、市場化された際は導入ポテンシャルやその時点における太陽光発電の導入状況を踏まえ、新技術を導入することを検討する。

4. 整備計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画の推進・点検は、関係課室の協力を得て、事務総局会計課において行う。

5. 整備計画の見直しについて

〇本計画の 1. で示したポテンシャルや導入目標は、簡易判定基準に基づくものであり、詳細な調査や現場の状況の変化等により変わりうるものである。このため、毎年度の政府実行計画の FU 調査や、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議における進捗状況の確認、3.(2)での導入候補箇所の調査・検討の結果、4. の点検結果等を踏まえ、随時見直し、精緻化を行い、本計画に反映するものとする。

〇設置可能な建築物の簡易判定基準

各判定項目における判定例レベルの一番低いものを当該建築物の判定結果とする。

判定項目	選択肢	判定レベル
建築物の耐震対策	新耐震基準	Α
	旧耐震基準(耐震対策実施済)	Α
	旧耐震基準(耐震対策未実施)	C-
海岸からの距離	0m~100m 未満	В
	100m~500m 未満	В
	500m~1km 未満	В
	1km 以上	Α
平均積雪量	0cm~100cm 未満	Α
	100cm~150cm 未満	Α
	150cm~200cm 未満	В
	200㎝以上	c—
空きスペースに影響する建	建替え予定: 2030 年度以前	В
替え、改修、建物廃止、解	建替え予定:2030年度より後	В
体計画	建替え予定:時期未定	В
	空きスペースの改修予定: 2030 年度以前	В
	空きスペースの改修予定:2030年度より後	В
	空きスペースの改修予定:時期未定	В
	建物廃止予定: 2030 年度以前	C—
	建物廃止予定:2030 年度より後	В
	建物廃止予定:時期未定	В
	解体予定: 2030 年度以前	C-
	解体予定:2030 年度より後	В
	解体予定:時期未定	В
	計画なし	Α
空きスペースの面積	20 ㎡未満	C-
	20 ㎡以上	A
屋根形状	陸屋根	A
	折板屋根	A
	傾斜屋根(瓦)	В
	傾斜屋根 (金属)	A
	スレート屋根 (大波スレート除く)	A
	大波スレート屋根	C—

	曲面屋根	В
	テント式屋根	C—
	その他	В
建築物における電力使用状	平日、休日ともに電気を使用している	A
況	主に平日のみ電気を使用している	В
	年間通じて電気の使用量が無い、もしくは	C+
	ほとんど無い	U ⁺
	不明	В
空きスペース全体が年間を	なる	C—
通じて日影になるか	ならない	Α
太陽光発電設備を設置でき ない他の要因	ある	C+

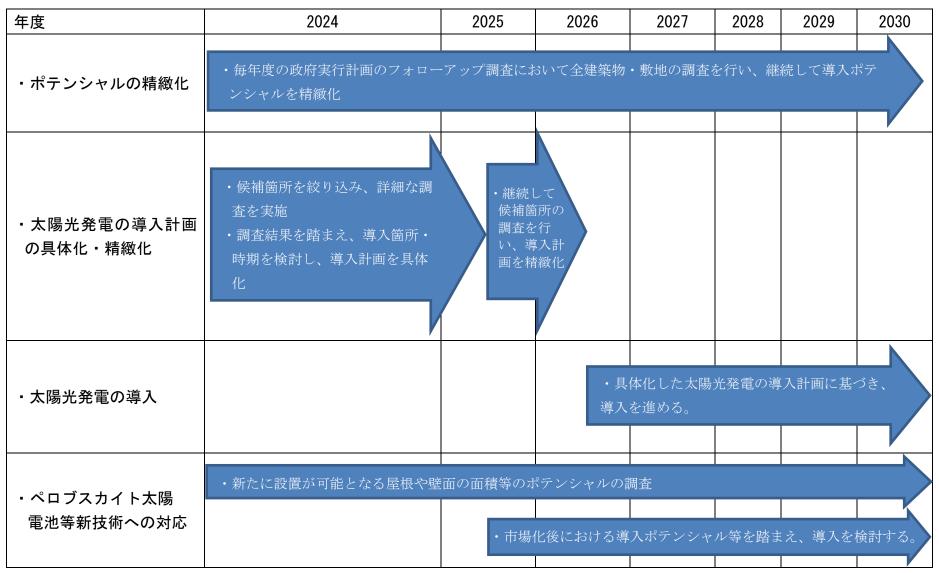
〇設置可能な敷地の簡易判定基準

各判定項目における判定例レベルの一番低いものを当該敷地の判定結果とする。

判定項目	選択肢	判定レベル
地盤強度・地耐力	設備設置可能と確認	Α
	設備設置可能か未確認	В
	設備設置不可	C—
海岸からの距離	0m~100m 未満	В
※建物と同じ情報	100m~500m 未満	В
	500m~1km 未満	В
	1km 以上	Α
平均積雪量	0cm~100cm 未満	Α
※建物と同じ情報	100cm~150cm 未満	Α
	150cm~200cm 未満	В
	200㎝以上	C—
廃止計画	施設全体(敷地含む)の廃止予定:2030年度 以前	C-
	施設全体(敷地含む)の廃止予定:2030年度 より後	В
	施設全体(敷地含む)の廃止予定:時期未定	В
	計画なし	A

敷地と付随する建築物を	平日、休日ともに電気を使用している	Α
合わせた電力使用状況	主に平日のみ電気を使用している	В
	年間通じて電気の使用量が無い、もしくはほ	C+
	とんど無い	U ⁺
	不明	В
空きスペースの面積	20 ㎡未満	C—
	20 ㎡以上で柵塀等の設置の必要はない	Α
	20 ㎡以上で柵塀等の設置面積が確保可能	Α
	20 ㎡以上で柵塀等の設置面積が確保不可	C—
空きスペース全体が年間	なる	C—
を通じて日影になるか	ならない	Α
ソーラーカーポート等で	敷地に導入する太陽光発電は建築物でない	_
建築物の場合、建築基準	建ぺい率・容積率いずれも足りている	Α
法の建ペい率・容積率が	建ぺい率・容積率いずれかが不足する	c—
足りるか	建ペい率・容積率について未確認	В
PV 設置できない他の要因	ある	C+

工程表



太陽光発電の導入計画(イメージ)

番号	本省・地方支	場所	所在地	調査期間	調査結果	導入時期	設備容量	備考
	分部局名						[kW]	
1	公務員研修所	公務員研修所	埼玉県入間市	24年4月~	(調査後に	(調査結果を踏	(調査結果を踏	
1		庁舎	宮寺3131	26年10月	記載)	まえて決定)	まえて決定)	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								